

國學院大學學術情報リポジトリ

現代宗教の侵襲的研究と宗教調査リテラシー

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 井上, 順孝, Inoue, Nobutaka メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000112

現代宗教の侵襲的研究と宗教調査リテラシー

井上順孝

一、侵襲的研究の多様化

現代宗教を研究する場合には、歴史的な宗教の研究を対象とする場合には起こらないような問題がいくつか生じる。個人であれ教団であれ、同時代に生きている人物、あるいは活動している教団を直接調査して、その結果を公表する場合、法的問題が生じることがあるし、倫理的な問題が生じることもある。また教団によっては調査とその公開に対し非常に神経をとがせるところがある。すでに公開されているような資料、あるいは研究成果の利用にとどまらず、独自の調査対象に直接的に向か

いあうことで行っていくような場合には、留意すべき事項が増える。これに加えて、昨今のように情報ツールが飛躍的に発達していく状況のもとでは、従来には想定されていなかったような新たな局面が出てくる。宗教調査リテラシーというべきものを真剣に考えなければならない研究状況になっている。

宗教の歴史的展開を調べる場合の手段はほとんどが文字化された資料である。図像、遺跡、遺物も対象となりうるが、量的にはテキスト類が圧倒的に多い。これに対し、現代宗教を研究対象とする場合は、これらに加えて生きた人物が対象にできるし、電子化された関連情報を入手できるようになった。生きた

人物を対象とする場合は、その人物の語ったこと（文字化以前の情報）、雰囲気や行動（直接的観察）、さらには周辺の情報（伝聞、噂）といったものを得ることも可能である。

同時代的現象というだけでなく、さまざまな情報ツールが発達したことで、現代宗教の調査、そして調査者と被調査者との関係は、以前と比べて格段に複雑な様相を呈するようになってきている。各種の教団刊行物（教祖伝、教団案内、教義解説書、機関誌・紙など）と先行研究の成果に基づく調査研究に加えて、直接的なアプローチの形態がきわめて多様になってきている。インターネットがもつ双方向性は、調査者と被調査者との間にも作動しうるから、そこでやりとりされる情報の性格には、インターネットが大衆化する以前にはなかったようなもの加わってくる。

本稿では、情報の収集法とその分析や公開法が、従来になく対象に影響を及ぼすようになったことを重視して、対象とした人物や団体に対するきわめて直接的な調査研究を「侵襲的研究」と呼んでいくことにする。この侵襲的という用語は、脳神経科学などにおける侵襲的測定と非侵襲的測定の区別からヒントを得たもので、これを社会的な研究の場面に応用しようとするものである。

人間や動物の生体を調べるには、生体内部の恒常性を乱すような可能性のある侵襲的測定と、そうでない非侵襲的測定の二種類がある。たとえば脳の機能やリアルタイムでの状態を調べるときに、頭蓋骨に穴をあけるなどして実際に脳の内部に調べる装置を挿入するのは侵襲的測定で、頭皮にさまざまな装置をつけて脳を間接的に調べるのは非侵襲的測定である¹⁾。人間との比較として類人猿の脳を調べるときには、侵襲的測定も行われるが、人間が調査対象である場合には、倫理的問題が生じるので、今日では基本的に非侵襲的測定が用いられる。

本稿では宗教調査における侵襲的研究という視点から議論するが、この場合の侵襲的研究とは相手（個人または複数）とのさまざまな形態の直接的接触を試みる方法であり、かつそのこと自体が相手の日常生活や社会生活にも影響を与えていくようなものを指すことにする。ただし、たんに挨拶や社会的な慣行の一部にとどまるような会話等は省かれる。この場合の直接的接触には、電話、電子メールによるやり取りの類を含む。これに対し非侵襲的研究とは、教団の公式的見解（広報紙、ホームページなど）、教団刊行物、他の研究者の記述、公的機関の統計数値（『宗教年鑑』など）、あるいは非参与観察などを主たる手段として研究を進めるようなものである。

侵襲的研究の手段が多様化してきているのは、なによりも情報化が急速に進行したからである。これは生体における侵襲的研究における測定技術の進化に比較できる。調査対象との電子メールのやりとり、ラインなどSNSを用いての情報交換さえも相手が了解すれば可能である。しかし、このことは、逆に対象とした人物や団体側からの研究者に対する侵襲的アプローチの手段も多様化したということを意味する。

現代宗教を調査する場合の問題については、一九九〇年代初頭に「出会い型調査」という観点からその問題点を議論したことがあるが、その後、情報化の進行、新しいタイプの教団の出現などによって、当時と比べて問題はさらに複雑化した。とりわけ「カルト・セクト問題」は世界的にも大きな問題となつていく。一部には原理主義的な傾向の強まった運動がみられる。とりわけこの点を重視しながら、現代宗教の侵襲的研究が抱える問題と、それに関連する宗教調査リテラシーについて以下で論じたい。

二、一九九〇年代以降の宗教の変化と社会の変化

まず「出会い型調査」に関する論文で述べたことを簡単にま

とめておく。出会い型調査の一応の定義としては、「研究者とインフォーマントとが、パーソナルに向かいあい、またそうして向かいあったことが、新たな人間関係をもたらし、以後も相互に影響を及ぼす可能性のある調査」としておいた。これは基本的に侵襲的研究となる。もちろん調査後相互に影響を与えるような調査は現代における研究に限られるわけではないから、わざわざ「出会い型調査」として特化したのには理由がある。それは高度成長によって日本社会が到達した環境の特質が、宗教調査を行う者に、以前とは異なる注意を抱くことが求められるようになったと考えたからである。

具体的にどのようなことを考慮すべきかに関しては、現代社会がもつ次の四つの要因に注目した。それらは、①情報メディアの発達、②交通手段の発達、③文化圏・生活圏の相互接触の増大、④教育・知識レベルの平準化である。そしてこうした特徴をもつ現代において宗教調査を行った場合に、研究者とインフォーマントとの間に生じうる問題について次の点を指摘した。「優位性」と「媚び」の問題、「マレビト効果」が消失しつつあること、研究者とインフォーマントとの間に生じうる宗教観、世界観の対決の処理をめぐる問題などである。

優位性と媚びは研究の公刊ということが、調査者とイン

フォーマント双方にもたらす心理的作用の問題である。「マレビト効果」の消失とは、調査する側の研究者が被調査者たちにマレビト的に遇される時代ではなくなってきたことである。宗教観、世界観の対決は、宗教調査に絶えずつきまとう問題であるが、これに対してどのような基本的スタンスがありうるのかについて述べた。そして出会い型調査における、研究者とインフォーマントが相互にその境界線を浸食されることについての積極的意義づけについても述べた。

さて、日本人研究者が現代宗教の中でも神社神道、仏教宗派、修験道といった伝統的な宗教、あるいは民俗宗教というものを対象とする場合は、研究者と研究対象者との間に互いに前提としている宗教観に関して境界線のようなものはあまり意識されない。というより境界線を設定することが困難と言った方がいいかもしれない。それは研究対象者が前提としている宗教的観念、儀礼、実践といったものと、研究者のそれらとの間に大きな乖離はないのが一般的だからである。たとえば初詣を調査している研究者自体が初詣に行っているような場合はありふれている。葬儀を調べている研究者がどこかの檀家である割合も非常に高い。唱題、称名念仏、あるいは厄祓いといった行為は、仮に研究者自身はやらなくても、身近にそうしたことを行

う人は少なくないから、研究者にとって基本的には了解された行為である。

ところが、新しく形成された教団の中には、従来の日本の宗教教団のパターンから大きくかけ離れたものがある。そしてそのかけ離れている度合いが非常に大きい教団も出現するようになった。従来の近代新宗教が伝統的宗教である神社神道や仏教宗派等の教えや儀礼に多くの連続面をもっていたのに対し、そのつながりがほとんど見受けられないような新しいタイプの教団（ハイパー宗教）が出てきた。^③

たとえば法の華三法行は、宗教法人として登記しながらも、教祖の福永法源は自らの教えを他の宗教とを超える「超宗」であるとし、足の裏診断など独特の実践法を行った。^④幸福の科学では、エルカンターレといった日本人に馴染みのない名前の崇拜対象が説かれている。そうすると、研究者はそれまでの日本の宗教教団では馴染みのない用語や概念と取り組むことになる。

また原理主義的な活動を展開する教団もある。顕正会は日蓮ファンダメンタリズムと呼べるような教義と活動を展開している。宗教の展開における原理主義的傾向の出現は現代に限らず、歴史的に多々見出されるが、こうした教団の中には、調査

自体が非常に困難なものがある。

宗教的観念や宗教的実践に関して、研究者と研究対象者との間に明確な境界線が存在しないような宗教を研究する場合、研究対象者に対しての侵襲的研究は比較的容易である。なぜ初詣をするのか、葬儀のときどの宗派の僧侶を呼ぶのか呼ばないのか、七五三をした経験はあるかどうか。こういう質問は面と向かって聞いてもとくに問題はない。近代新宗教の場合でも、設立以来数十年以上が経ち、二世信者（親の代からの信者）、三世信者（祖父母の代からの信者）などもあるような教団である。と、入信理由、教団に対する意見など、少し個人的な意見や立場を聞く質問も、たいてい可能で、そうした内容を含む面談調査も新宗教研究者を中心に多数積み重ねられている。

しかし、新しく設立された教団の一部、とりわけ「カルト・セクト問題」⁽⁵⁾（以下、日本での用法に準じてカルト問題と表現する）の対象とされることの多い教団の調査においては、侵襲的研究のみならず、教団によっては非侵襲的研究すら非常にやりにくくなる場合が出てくる。あえて侵襲的研究を試みた場合は、調査者と非調査者との間に強い軋轢が生じることも少なくない。研究そのものを拒否する教団もあって軋轢以前の話になる場合もあるが、これはここでは除外しておく。軋轢が生じる

理由はさまざまであるが、核心にあるのは研究者が依って立つ世界観なり学問観と、研究対象側がもつ宗教的な世界観なり教義なりとの議論の次元ないしは立場上の違いである。しかし、この違いは宗教を比較宗教学的に研究しようとした時点ですでに生じていたことであり、今に始まったものではない。したがって考察すべきは、今日の社会環境ゆえにこの問題がどういう新しい局面を生んでいるのかである。

出会い型調査の考察において示した四つの要因は、二〇〇〇年代になって、その程度がさらに進行している。中でも情報メディアに関しては、インターネットの普及によって情報環境がドラスティックに変わった。⁽⁶⁾文化圏・生活圏の相互接触の増大も、グローバル化のさらなる進行によって、格段に程度が進んだ。これに加えて現代宗教の展開自体にも大きな転換点が生じた。それは一九九五年三月のオウム真理教による地下鉄サリン事件によって、急速に注目を浴びるようになったカルト問題である。⁽⁷⁾

そこで一層の留意が必要になってきたのは、研究者側が侵襲的研究を行う場合の境界線（やっても差し支えない研究とそうでない研究）はどのあたりか、何を考慮しながらその境界線を設けようとするかである。当然予想されることであるが、これ

は宗教調査における倫理上の問題にも直結してくる。それは対象に対する倫理とともに、研究者集団への倫理、そして社会全体における倫理の問題にもつながる。

宗教研究のうち、宗教社会学と呼ばれる分野では面談調査、参与観察の類がさかんであるから、本来ならば調査に付随する倫理問題も積極的な議論があってもいいはずである。しかしながら、実際には関連する学会での学術大会等で、現在の研究環境の中における調査の倫理問題が積極的にテーマとして取り上げられることもないし、学術誌がこれ特集することもない。非常に立ち入った調査が可能になった現代であるゆえに、調査方法をたえず顧みることが求められるし、倫理問題にも議論を進めるべきであろう。調査リテラシーの問題は、調査倫理を必然的に含むことになるからである。

三、「カルト・セクト問題」によって生じた問題

侵襲的研究は、一部からカルト視されるような教団の関係者を対象とした場合に、とりわけ深刻な議論が生じる。日本でカルト問題の対象となったことのある団体は、ほとんど近現代に新たに組織された団体である。つまりは新宗教と総称されるよ

うな団体に含まれている。

カルト問題が議論される以前から、新宗教の一部は近代においてしばしば社会的な批判にさらされた。それについては拙著『新宗教の解説』の中で、明治以降現代に至るまで、マスメディアが新宗教を批判するときに見られる三つの主な傾向を指摘しておいた。それは①性的ないかがわしさ、②金銭面でのあくどさ、③病氣治しのインチキ性、である。これは他に批判すべき点があっても、こうした点に集約されがちであり、また社会もそうした観点に反応するということを踏まえてのものであった。

しかしオウム真理教による地下鉄サリン事件以来、新しい批判の視点が加わった。それはオウム真理教を破壊的カルトと呼ぶ人々が出現したことにあらわれている。明らかに社会への敵意、社会秩序の破壊をもくろむような教団というニュアンスである。つまり宗教が全体社会に対して暴力的になることへの警戒と批判という視点が加わったのである。新しい教団が何か事件にかかわったとき、それがオウム真理教とどれくらい似ているかという尺度が登場したこともみてとれる。これを「オウム度」と名付けたが、オウム真理教がもっていた危険度が、危険性の尺度になったという面に注目しての命名である⁹⁾。

国際的には二〇〇一年九月にニューヨークで起こった同時多発テロ（「9・11」）や最近のISISの問題があつて、日本でもとりわけ原理主義的な主張を掲げる宗教団体もしくはグループとテロとの結びつきに對し、強い警戒と恐怖を抱く人々が増えている。「すべての宗教は手段は違つても人々の平和を願っている」というような見方は、受け入れられにくくなっているのが実情である。

自分たちの組織防衛のために、教団を批判する個人や団体に對し訴訟を頻発するという例も目立つようになっていゝる。オウム真理教は批判者に対して数多くの訴訟をしたことは、報道関係者や現代宗教の研究者の多くに認識されていたが、幸福の科学、一時期のワールドメイト、統一教会（世界基督教統一神霊協会）^⑩も、自教団への批判的な記事に対する訴訟を行つていゝる。むしろ事実と異なる報道や記述あるいは根拠のない断定記事といったものに対しては、訴訟も当然の権利であるが、問題はその訴訟の形態である。つねに批判に對しては訴訟を辞さないという態度を公にし、しかも訴訟する場合には非常に高額の賠償金を要求する形をとる例がある。法的措置という手段を批判に對する防止策として用いていゝると思えられるのである。このやり方に対してはSLAPP（スラップ）という用語が適用

されるようになってきていゝる。

SLAPPはStrategic Lawsuit Against Public Participationのアクロニムであるが、企業体や政府など権力をもち優位に立つ者が、個人・市民・被害者などの権力を持たない比較的弱者に對し、恫喝や発言封じといった、もっぱら威圧的かつ報復的な目的で行う訴訟形態をいう。威圧訴訟あるいは恫喝訴訟などとも呼ばれる。ごく一部ではあるが、これを宗教団体も意圖的に用いゝるようになったといゝることである。^⑪

多くの人々を殺傷するテロまで実行した教団は、日本には今までのところオウム真理教以外はないのだが、自分たちに対する批判的見解を述べる研究者に對して、SLAPPと言ゝえるような訴訟を通して對抗措置を取ろうとする教団は先に述べたようにすでに出ていゝる。こうした現状において、侵襲的研究はその方法に關して従来の研究にはないような検討が必要になつてくる。教団にとつて好意的な内容と感じられる研究結果を公表する場合はともかくとして、少しでも批判的な内容が含まれていゝる場合、常に訴訟を念頭に入れておかなければならなくなつてきたといゝることである。

ここで批判的な内容をもつ研究がもつていゝる影響について少し整理しておかなくてはならない。ここからは、特定の意圖を

もってなされる報道のようなものは除外しておきたい。報道と学術的研究とは基本的に性格が異なると思われるからである。結果的には重なる部分もあるが、報道の正当性を支える大きな柱が社会正義とすれば、学術研究の場合は、学問としての妥当性である。

研究者が学問としての妥当性を追究することに対しては、日本の宗教に限れば神社神道や仏教宗派、カトリック教会やプロテスタント教会、あるいは数十年以上の歴史をもつ近代新宗教の場合は、おおむね了解がある。こうした宗教の場合、教学機関、さらには大学、短大などの高等教育機関を設立している例も少なくなく、学問の立場がどのようなものかについての了解は一定程度存在すると言っている。こうした場合には、学術的な方法にのっとっていれば、自分たちの教団や組織にとつて都合の悪い見解であっても、ある程度それは許容される。むしろ、教学的立場からそれに対する反論をするのは、当然の対応である。

しかし、近代新宗教の一部やハイパー宗教のような場合、そもそも学術研究と報道との基本的違いを考慮しない教団がある。区別するためのフレームが形成されていないのか、一応そうしたフレームは用意しているものの区別の必要性を感じてい

ないのかは分からないが、結果的に同一視しているということである。むしろこれとは別のフレームが大きく作動している傾向にある。それは自らの団体を擁護する立場か、それとも批判する立場かという二元論から常に相手を認識するというフレームである。オウム真理教の場合、報道であれ研究者であれ、自分たちに否定的な立場をとっているかどうか非常に敏感であった。好意的とみなした相手、もしくはその可能性がある相手には一定の情報を提供した。しかし敵対しているとみなした場合には、ときに訴訟という手段もちらつかせながら、攻撃的な態度を隠さなかった。¹³⁾

調査対象とした団体や個人が、研究者によって記述された内容に對しときにきわめて攻撃的になる可能性があるという点において、カルト問題は研究者にも影響を与えている。カルト教団という言い方はマスメディアが主導して用いられたもので、レッテルとしての性格が強い。しかし、カルトと名指しされる経験をした教団は、そのようなラベリングに非常に敏感になる。カルトと表現されなくても、実質的にそのような扱いをされたと感じると、そのことにも敏感になる。報道であれ、研究論文であれ、結果的に批判的な内容をもつものに対し、すべて自分たちを敵対視したものともみなす傾向が生まれやすくなる。

四、情報時代の相互の侵襲性の深まり

侵襲性が相互に及ぶ作用を急速に深めたのはインターネットであるが、いわゆるSNS（ソーシャルネットワーキングシステム）の形態の変化がこれにかかわっている。一九九五年のWINDOWS95の発売によって日本のインターネット利用は急速に広まり、宗教教団のインターネット利用も二〇〇〇年代になって本格化した。プロゲも二〇〇三年に@niftyが会員向けのサービスを始め、急速に広まった。こうした日本における第一段階の情報化に対し、SNSの多様化と利用者の急増はいわば第二段階の情報化を推進した。二〇〇四年にフェイスブックが始まり、同年にミクシイも始まった。二〇〇八年には日本版のツイッターが始まった。ツイッターはたちまちのうちに広がったが、半ば私的、半ば公的な性格を持つに至ったこれらの情報発信手段は、研究上のやりとりにも用いられるようになっていく。

インターネットは双方向のメディアであるというのは、当初から注目されてきたことであるが、ホームページによる情報発信や電子メールを用いての情報交換に比べると、ツイッターに

代表される大衆化したSNSは、情報端末のモバイル化とあいまって、きわめて短時間にいわば多面的双方向の情報交換を可能にしたことが特徴である。

このような状況が侵襲的研究にどのような影響をもたらすことになるか。これまでの教団調査においては、教団のリーダーであれ、幹部であれ、あるいは一般の信者であれ、かなり個人的な事情に立ち入った面談調査を行った場合などは、その結果が公表されるまでには相当量の時間がかかった。非常に私的ないわばオフレコとして語られたようなことは、その間に熟慮されテキストから除外されるなり、表現が工夫されるなりして研究成果が公表されるのが暗黙のルールであった。また調査対象者からの研究成果の公表に対してこれに異議を唱えたり、批判を表明するような場合でも、教団としての見解をまとめた上でなされるのが一般的であった。

しかし、ツイッターに代表されるようなタイプのSNSは、当事者のみならずネットワーク上にいる人を巻き込んで、短期間で非常に複雑なやりとりを生み出してしまう可能性をはらんでいる。その相互影響はきわめて直接的であり、かつ影響の行方が予測しづらいものである。それぞれがもっている人的ネットワークは思わぬ反応を生む可能性がある。いわゆる「炎上」

をもたらずことも起こりうる。たとえば、調査対象者と研究者のどちらか一方が、調査後、やり取りされたきわめて個人的な情報のごく一部でもツイッターにつぶやけば、それは直ちに一定規模に拡散する。その情報の受け手が調査対象者、あるいは研究者に対して批判的言説を加えるという事態も想定される。これは想像で述べているわけではなく、これに類することはすでに起こっている。これを相互侵襲的状况と呼んでおく。(下図参照)

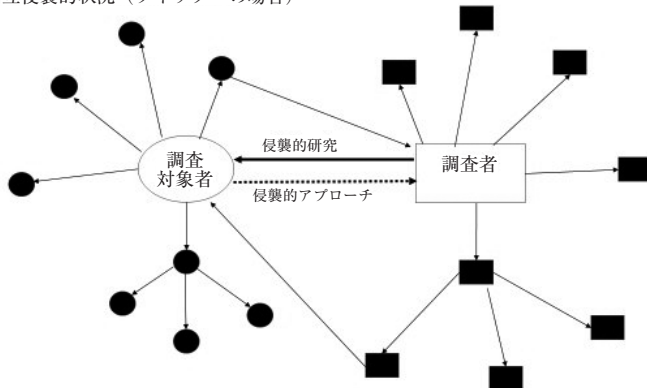
教団刊行物、教団ホームページ、教団代表者や幹部のブログに記載されていることをその教団なり代表者の公式見解として引用したり、その記述を資料・データとして扱うのは、非侵襲的研究である。ブログも引用するだけなら非侵襲的である。だがツイッターはその記述を引用するだけでなく、リツイートをしたりすると侵襲的な情報交換になりうる。公開ツイッターの場合は、第三者がそのやりとりをさらに引用したり、自らのツイッターで情報の拡散、加工を行うということがありえる。

侵襲的研究は、直接的に相手についての情報を収集し、それを検討するので、収集された側が自分あるいは自分たちがどう評価されたかについて神経をとがらすのは当然である。情報時代にはその評価に至る時間が短縮される傾向にあり、SNSを

用いると公表されたものを不特定多数の人が閲覧できる場合が多くなっている。その公表結果に対する第三者からの評価がインターネット上で交わされるといことは、つまり情報が直接的に得られることの波及効果が飛躍的に増えたことを意味する。

これは宗教の調査に限らず起こることであるが、宗教調査に際してとりわけ問題とすべ

相互侵襲的状况 (ツイッターの場合)



きは、宗教は価値観に関わるので、世界観に関する議論などは基本的に収束が見込まれないまま議論が展開するという点にある。神、霊的存在といったものを信じる人と信じない人の溝は深い。啓示、霊言、神がかりといったものも同様である。それをめぐることがらが話題になった場合は、議論が第三者を巻き込むと、収拾がつかなくなる。

たとえば幸福の科学の教祖である大川隆法は多くの霊言集を刊行している。そこでは生きている人物、すでに死去した人物、歴史上の人物などさまざまな人物の守護霊が呼び出され、その会話の内容が書籍として次々と刊行されている。これに対し、ネット上では批判や揶揄が数限りなくある。イタコ芸などという揶揄は定番でさえある。仮に侵襲的な調査のおりに得られた情報結果が、ネットワーク上で結びついた人々によって言及された場合、調査者の意図を超えて、さまざまな議論がネット上に飛び交い、ツイッター上で教団関係者と非難の応酬が始まることもある。ツイッターには匿名のものもあるから、実際は研究者が言及したのか、そうでないかなどは容易には区別できない。

このようなことが起りうるシステムが存在するわけであるから、侵襲的研究によって得られた情報の公開は、今まで以上に

慎重な手段をとり、とくにネット上への公開は、きわめて慎重になす必要がある。これはまた研究倫理という問題とも直結している。

五、情報時代にまつわる倫理問題

現代宗教の調査研究を行う研究者がもつとも多く所属しているのは日本宗教学会および「宗教と社会」学会であるが、この二つの学会には二〇一五年の段階で倫理規定の類はない。しかし、隣接する学問分野である心理学、社会学、人類学、民俗学に関連する学会では近年倫理規定の類を設ける例が増えている。そこではどのようなことが規定されているであろうか。倫理規定には、通常補助金の使用に関することや、発表時における著作権侵害、剽窃、盗用の禁止なども含まれていたりするが、インフォーマントなど調査対象者との間で生じるであろうような問題も含まれている。その部分をみてみる。

公益社団法人・心理学会の場合は、人権の尊重、インフォーマドコンセント、個人情報保護の保護、データの管理、発表に際して差別的用語を使用しないこと、肖像権の配慮、守秘義務などの事項について規定されている¹⁴。

日本社会学会倫理綱領では、公正と信頼の確保、プライバシーの保護、人権の尊重、思想信条・性別・性的指向・年齢・出自・宗教・民族的背景・障害の有無・家族状況などに関して差別的な取り扱いの禁止、ハラスメントの禁止などが示されている。¹⁵⁾

日本文化人類学会倫理規定では、「地球市民としての倫理」として、人権を常に尊重し、プライバシー、肖像権、知的財産権、著作権、年齢、性別、性的指向、思想信条、信仰、障がいの有無、民族的背景、身体の形質的特性、国籍、出自などに基づく差別的な扱いの禁止。ハラスメントの禁止が述べられている。「調査地や調査対象の人々に対する倫理」も設けられており、ここでは説明責任、危害や不利益の防止、調査・研究成果の地域への還元について規定されている。¹⁶⁾

一般社団法人・日本民俗学会倫理綱領では、話者に対して事前に調査の目的、得られた情報の利用方法、具体的な公開の方法、個人情報の管理方法等について説明し、同意を得る必要があることや、個人情報の保護が示されている。¹⁷⁾

調査に限らずこうした倫理規定を設けることは、今日のような社会においては必要になってきているから、研究を遂行する上でのいわば当然のことが規定されていることが分かる。だ

が、本稿で論じているような場合に特有の倫理問題というものがあるだろうか。参照した四つの学会の倫理規定で想定されているのは、調査される側の人権の保護、プライバシー、差別的禁止などといった、いわば市民社会における倫理の学問版である。ところが、現代宗教の調査においては、調査対象者からの調査した研究者への侵襲性が強くあらわれることがある。つまり、調査対象者の人権を守るといっただけでなく、調査する側のプライバシーや人権はどう守れるのかという問題がたちあらわれるのである。具体的にはどのような局面が想定されるであろうか。

SLAPPに類することは一番わかりやすいが、調査者が結果を公表したことに対し、非常な圧力を加えることを目的とした訴訟を行うというような事例である。またツイッターによる研究者に対する執拗な攻撃という形態も実際に出ている。この場合、攻撃している人物が調査対象とした人物もしくはその直接的関係者なのか、そうではないのかが特定しにくい場合もあって厄介である。

このように調査する側に降りかかってくる問題は、カルト問題を扱った研究者の場合に顕著である。ここには、そうした反発を招くような記述自体が倫理的に問題があるという方向で考

える場合と、倫理規定で前提とされているような市民性を逸脱した教団の存在という方向で考えるべき二つの方向がある。

第一の点に関してであるが、カルト問題の対象になる教団であつても、それを研究対象とする場合は、学術的方法をとることが求められる。とりわけ侵襲的方法をとつて対象にアプローチした場合は、その方法が他の教団においても用いられているようなものでなければならぬ。社会的に批判されている教団であるから、プライバシーの侵害や相手の人格を無視するかのような面談やそうした内容の公刊が許されるわけではない。しかし、実際上、そのような調査手法をとる研究者はほとんど見受けられないので、この方向における実際上の倫理的問題は、現段階の日本における研究においてはそれほど深刻ではないと言える¹⁸。しかし、宗教調査リテラシーの一つとして肝要であることは言うまでもない。

第二の点に関しては、こうした例が増加する兆候もあり、研究者が共有すべき課題としてきちんと考えておくべきである。つまり、調査対象者となった人々が、調査を行った研究者に対し違法性の高い行動を頻発するようになったときは、隣接の学会においてなされているような一般的な倫理規定で対処できるのかという問題である。一般的な倫理規定は多くの場合、対象者の人

権やプライバシーの保護などを主眼においている。つまり研究対象者を保護するための倫理規定という性格をもっている。ここには調査者はどのように守られるべきかという観点は基本的に欠けている。それは調査を行うのは研究者側の事情によっているので、必然的に研究者側が能動的で研究対象者が受動的であるという構図が基本だからと考えられる。

しかし今日のように情報ツールが高度に発達した時代の問題点は、研究者側が行った侵襲的研究が、直ちに対象者側からの侵襲的な攻撃を招きうるということである。同様の問題は企業など他の組織を対象とした研究の場合にも起こりうるのであるが、宗教研究の場合は、先ほど述べた価値観の問題がかかわってくるので、議論は収束の手段をもたないことが多い。研究者により自分たちの世界観が否定されたと感じた場合の攻撃には対処が難しい。ここには学問の自由という憲法上の権利を持ち出せるが、具体的な問題の対応にはそれだけではあまり力にならない。信教の自由がその対抗原理に持ち出されたりするからである。たとえば強制的勧誘、高額の寄付の強要、社会的な通念から著しく逸脱したような教義というような調査者側からの特徴づけは、それは信念に基づく宗教行為であるという教団側の反論と平行線を描いているのが実情である。

こうした局面を倫理規定に盛り込むのは事実上困難である。教団ごとに何に対して敏感であるかは異なる。したがって、研究者のネットワークにより、対処法を蓄積していくのが現時点では現実的である。同時に宗教調査リテラシーの問題としても蓄積していく必要がある。

カルト問題にかかわるような研究であると、被調査者からではなく、社会から研究倫理を問われるようなことも生じやすい。それはカルト問題が、研究上の概念というより社会的な評価に基づくフレームであることが大きく関係している。したがって、この場合は対象教団に対し批判的発言をしたときよりも、好意的な発言をした場合に、社会から研究倫理を問われるということになりがちである。実際にそれはオウム真理教の社会的評価をめぐって生じている。オウム真理教に好意的な発言をしたことが、テロ事件が起ったあとで社会的に批判を受けることになったという構図である。

宗教調査リテラシーの視点からすると、この場合は、対象とした教団に対して、十分な調査あるいは根拠なしに擁護したという点がもつとも問題とされるべきである。¹⁹⁾ 研究の成果として適切に社会的発言をしていたのであれば、その判断に不十分な点があったことが事後判明したとしても、それは学問上の妥当

性の議論は別として倫理的に批判されることではない。侵襲的研究によってはじめて可能になるはずの内容についての社会的発言を、非侵襲的、それもきわめて表面的な観察に基づいてなしたときには問題とされなければならない。

テロを起こす教団は稀であるという意味では、オウム真理教に関わる問題は特殊かもしれない。だが、現代日本にはしばしばマスメディアから批判的に扱われる教団がある。それらに対しての侵襲的研究を行う場合、研究倫理は対象教団、対社会を同時に強く意識せざるを得ない。この点が現代宗教の研究が抱えるもつとも大きな課題である。グローバル化の進行により国内の新しいタイプの教団だけでなく、国外から布教を試みる新しいタイプの教団の増加も予想されるので、宗教調査リテラシーは、調査倫理を含め、より突き詰めた議論を開始する段階になっている。

註

(1) 非侵襲的測定にはfMRI(磁気共鳴画像法)、NIRS(近赤外線分光法、光トポグラフィ)、PET(陽電子放射断層撮影法、X線CT(X線コンピュータ断層撮影装置)、EEG(脳波)、MEG(脳磁図)といった手法がある。

- (2) 拙論「宗教研究と「出会い型調査」」(『宗教研究』二九二、一九九二年) 参照。
- (3) この面に注目して一九八〇年以後に目だってきた新しいタイプの教団をハイパー宗教と名付けた。ハイパー宗教については井上順孝編『現代宗教事典』弘文堂、二〇〇五年の「ハイパー宗教」の項目を参照。
- (4) ただし、福永法源と幹部が二〇〇〇年に詐欺罪で有罪となって、宗教法人法の華三法行は解散した。だが、信者たちの一部は、「よるこび家族の和」として活動を継続した。さらに後継団体として「天華の救済」を結成し、法の華三法行時代の信者が代表を務めていた。二〇一四年福永が刑期を終えると、「天華の救済」は、「天華の救済 宇宙・みらいグループ」と名称を変えた。二〇一五年四月五日には「天華みのりゆく慈喜桜祭」が東京の品川で開催され、福永の講演も行われた。
- (5) 日本では社会的に問題の多い団体をカルトと呼ぶが、ヨーロッパでは類似の団体をセクトと呼ぶことが多い。たとえばフランスのセクト法は、日本で言えばカルトと称されるような団体を念頭に置いた法律である。
- (6) インターネットの大衆化に関しては一九九五年のWINDOWS95の発売が大きな転機となったことはよく知られている。宗教界において二〇〇〇年前後から、インターネット利用が本格化してきた。これについては、井上順孝編『IT時代の宗教を考える』(中外日報社、二〇〇三年)、住原則也編『グローバル化のなかの宗教』(世界思想社、二〇〇七年)などを参照。
- (7) 日本におけるカルト問題に関しては、櫻井義秀『カルト』を問い直す―宗教の自由というリスク(中央公論新社、二〇〇六年、同『霊と金―スピリチュアル・ビジネスの構造』(新潮社、二〇〇九年)などを参照。またとくにオウム真理教が与えた影響については宗教情報リサーチセンター編『情報時代のオウム真理教』(春秋社、二〇一一年)、同『ハオウム真理教』を検証する―そのウチとソトの境界線』(同、二〇一五年)を参照。
- (8) 筑摩書房、一九九二年、改訂増補された文庫版は一九九六年。
- (9) 「オウム度」については拙論「現代宗教を考える④一九五年ショック」(『寺門興隆』二〇〇四年)で述べた。
- (10) 二〇一五年八月に日本の法人名を世界平和統一家庭連合に改称した。
- (11) 前掲『ハオウム真理教』を検証する―そのウチとソトの境界線』の末尾の年表によって、そうした類の訴訟の代表的なものを知ることができる。
- (12) カルト問題に長く関わっている弁護士山口広氏は、幸福の科学は明らかにこの手法をとっていると、大川隆法の直筆の書類を証拠としながら論じている。下記を参照。https://www.youtube.com/watch?v=MD-zAsnoCj4
なお、フランスのセクト法では、十項目をセクトの基準としてあげているが、その一つは「訴訟の乱発」である。
- (13) 少なからぬメディアがこのフレイムに乗じたことも明らかである。関係者から取材する機会を増やすために、好意的なスタンスから報道するといった手法を用いたテレビ局もあった。この点については宗教情報リサーチセンター編『情報時代のオウム真理教』(春秋社、二〇一一年)で具体的事例が紹介されている。
- (14) 下記のホームページを参照。http://www.psychor.jp/publication/rinr_kieih.html
- (15) 下記のホームページを参照。http://www.gakkaic.jp/jss/about/ethiccodes.php
- (16) 下記のホームページを参照。http://www.jasca.org/onjisa/ethics.html
- (17) 下記のホームページを参照。http://www.jsjnet.jp/information/ethics.html
- (18) 地下鉄サリン事件がオウム真理教の幹部によって実行されたことが明

(19)

らかになつてからは、報道関係者の一部に関係者のプライバシーや人権をまったく考慮しないような取材方法と、その公表を行う例が数多く見受けられた。研究者の場合は、そのような態度はなかったと言える。この点に関しては冒頭で述べた社会正義を基盤にする場合と学問的な正確さを基盤にする場合では同一に論じられない面がある。オウム真理教事件で明らかになった被調査者と調査者との関係の危うさは、前掲『オウム真理教』を検証する―そのウチとソトの境界線―所収の塚田穂高・平野直子論文で触れられている。ただここで扱われている三人の研究者の発言は、研究論文ではなく報道関係者へのコメント、雑誌におけるエッセイの類である。しかし、だからといって倫理規定から免れるものではない。心理学会の倫理規定では、社会的発言についても言及している。

付記 本論文は國學院大學特別推進研究助成金「国際的視点からの宗教文化教育教材の総合的研究」(代表者―井上順孝)による研究成果の一部である。